

厚真町特産品づくり事業補助金審査会設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 厚真町特産品づくり事業補助金交付要綱（令和2年告示第 号。以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、厚真町特産品づくり事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、交付要綱第7条の規定により提出のあった補助金の交付申請書類を審議し、その意見を町長に具申するものとする。

(審査会の組織等)

第3条 審査会は、委員長及び委員を持って組織する。

2 委員長は、産業経済課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 地方創生・復興担当理事（総合戦略・復興計画策定室所管参事）

(2) 産業経済課参事（農業グループ所管参事）

4 委員長又は委員が審査会に出席できない場合は、前項に各号に規定する参事が所管するグループの主幹が代理出席をするものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときに限り、第3項に定める委員のほか、臨時に委員を指名することができる。

6 審査会の庶務は、産業経済課経済グループにおいて処理する。

(審査会の開催等)

第4条 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員全員の出席により成立する。

3 審査会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもって決する。

(審査方法)

第5条 審査の方法は、別表「厚真町特産品づくり事業に関する審査基準」に基づき審査をする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

厚真町特産品づくり事業に関する審査基準

評価項目	評価の観点	点数
妥当性	本事業の趣旨に則った適切なものであり、事業目的を達成する上で、必要性、重要度が高いか	5・4・3・2・1
実効性	提案した事業を確実に遂行できる体制、資金、熱意及び活動実績等があるか	5・4・3・2・1
効率性	投入される費用に対して、最大の効果があるか (投資効率が高いか)	5・4・3・2・1
先進性	手法に創意工夫が見られ、既存の概念にとらわれず先進性、新規性を備えているか	5・4・3・2・1
社会性	地域振興や雇用の創出が図られるか	5・4・3・2・1
成長性	事業化する内容（商品）が市場性・成長性を有しているか	5・4・3・2・1
波及効果	他の特産品開発を行う町内の団体等の参考となり、それらへの波及効果をもたらすか	5・4・3・2・1